

# 人間文化研究機構研究教育職員等の懲戒手続に関する細則

〔平成17年 7月 1日〕  
機 構 長 決 定

## （目的）

第1条 この規程は、人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程第6条及び第8条並びに人間文化研究機構職員懲戒規程第6条第1項に基づき、研究教育職員等に対する懲戒処分の手続を定めることを目的とする。

## （審査）

第2条 機関の長は、当該機関に所属する研究教育職員について、懲戒事由のいずれかが存在すると思料する場合には、機構長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 機構長は、前項の報告を受けた場合は直ちに当該研究教育職員が所属する機関の長に調査及び審査の開始を指示するものとする。当該機関の長は、機関に置かれる審査委員会に、当該懲戒事由にかかる審査を行わせるものとする。

3 審査委員会は、当該懲戒事由にかかる審査を終了したときは、遅滞なくその結果を機関の長を通じ、機構長に報告するものとする。

## （教育研究評議会への審議の要請）

第3条 機構長は、前項によって報告を受けた調査及び審査の結果に基づき、当該研究教育職員等に対して懲戒処分を行うことが適当であると思料する場合には、次条に基づき教育研究評議会に設置する研究教育職員等懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）に、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容についての審議を要請する。

## （懲戒委員会）

第4条 懲戒委員会は、教育研究評議会評議員から選出し、必要と認める場合に有識者を加えることができる。

2 審議対象となる者の所属する機関の職員が、前項に掲げる委員に就いた場合、その者は当該審議に参加することができない。ただし、懲戒委員会が当該審議に関し必要と認める場合は陪席することができる。

3 懲戒委員会は、前条に基づき審議を要請された案件について、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を審議する。

4 懲戒委員会は、第3項に定める審議の結果を遅滞なく機構長に報告しなければならない。

## （教育研究評議会への報告）

第5条 機構長は、懲戒処分の結果を、当該懲戒処分発令後の直近に開催される教育研究評議会に報告するものとする。

## 附 則

1 この規程は、平成17年7月1日から施行する。

2 施行日以後、施行日前行われた非違行為等が発覚した場合は、この細則により懲戒を行うことができる。